

2013年度 早稲田大学大学院法務研究科
法学既修者試験 論述試験
憲 法
(出題の趣旨)

【出題の趣旨】

本問は、生活保護法の老齢加算廃止の事案を取り上げ、いわゆる制度後退禁止原則について憲法の観点から考察することを求めたものであった。問題文中にクリニックでの法科大学院生と教員との会話が挿入されており、それがヒントとなっている。まず生存権の性質について整理することが重要である。それは厚生労働大臣側の反論にも利用可能である。生存権が抽象的権利説であったとしても、ここでは生活保護法が制定されている以上、それと一体化して具体性をもった権利と把握されることを指摘することになる。さらに生活保護法は最低限度の生活を保障するために制定されているのであるから、その削減は最低限度と想定されていたものを下回ることになると考えられる。そうだとすれば、老齢加算の廃止決定は、憲法上の権利の制約となり、説得的な正当化理由を厚生労働大臣の側で提示する必要があると主張することになるであろう。生活保護法が制定されていない場合とは決定的に異なることを議論することになる。場合によっては、社会権の自由権的效果という説明がなされることもある局面の問題である。その際、老齢加算の廃止決定の経緯を追い、18,000円という相対的に高い金額（これは合計支給額の約19パーセントにあたる）、またそれも3年間という短期で廃止すること、しかも専門家委員会の答申からわずか4日後に決定していることなど、具体化された憲法上の権利を制限するには十分な配慮がなされたと言い難いことを指摘することになる。また老齢加算を得ていた者にとっては不利益処分該当する可能性があり、告知・聴聞の機会の付与など手続的な正当性の確保も問題となる。

一見目新しい問題であったとしても、基本に戻って考えればそれなりの答案を書くことができるはずである。日頃の学習において、基礎的な事柄の徹底した習得に心を砕いてほしい。また問題文や資料をよく読み、問題に答えるように心掛けてほしい。

以上